○硫黄島における部外者診療の特例について（通達）

平成２年３月７日

海幕衛第 1164 号

改正　平成７年２月 23 日　海幕衛第 776 号〔看護及び移送の取扱等の一部変更について通達３項による改正〕

海上幕僚長から自衛艦隊司令官・航空集団司令官あて

硫黄島における部外者診療の特例について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

記

１　診療の対象

海上自衛隊における診療等に関する達（昭和 45 年海上自衛隊達第 23 号）第５条の２に掲げる者のほか、工事関係者等を含むものとする。

２　工事関係者等の診療に係る報告書の提出

硫黄島航空基地分遣隊司令は、部外者の診療を行った場合には当該診療を受けた者の氏名等を別紙様式により、各四半期ごとにとりまとめ、当該四半期の終了後 10 日までに航空集団司令官を経由し、海上幕僚長に報告するものとする。

添付書類：別紙様式

別紙様式

発簡番号

発簡年月日

海上幕僚長　　殿

（航空集団司令官　経由）

硫黄島航空基地分遣隊司令

部外者診療報告書

番号	診療を受けた者の氏名	生年月日	男女	職業	国籍	初診年月日	終了年月日	病名	備考

注：１　本報告書は、診療を受けた者が診療を終了するまでを報告する。

２　病名が２つ以上ある場合は、主たる病名を記入し、その他の病名は（　）書きとする。

３　用紙はＡ４判とする。